

# 電気の子メーターの有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器(子メーター)とは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。

計量法では「検定等を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。(計量法第16条)

これを使用した場合は計量法で罰則規定(計量法第172条)がありますが、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いします。

**検定ラベル等に表示している有効期限を今一度確認してください。**



**検定ラベル**

2018年12月まで    2019年1月から

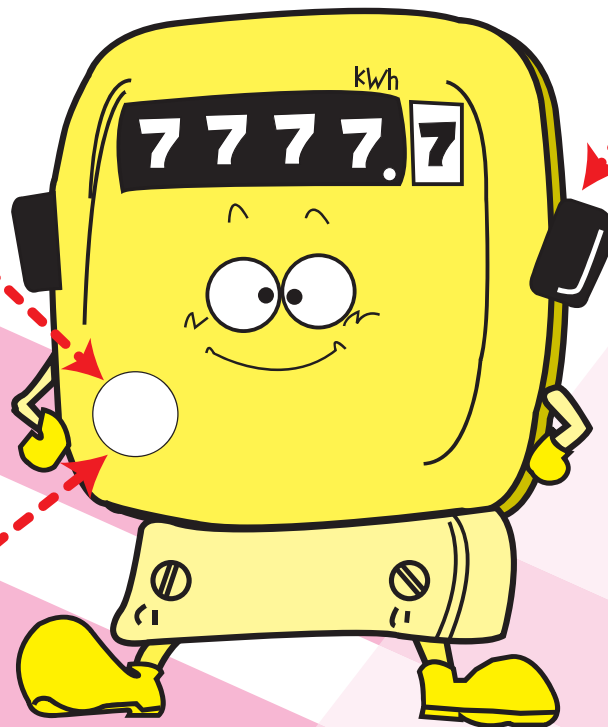
有効期限は、平成40年(2028年)12月を示す。

**適合ラベル**

2018年12月まで    2019年1月から

有効期限は、平成40年(2028年)12月を示す。

基準適合証印



**封印キャップ**  
検定ラベルの場合

**検定証印**  
適合ラベルの場合

変成器付計器の有効期限は、ファイバー製の検定票に表示しています。

**検定票**

2018年12月まで

○ 東 37 12

有効期限は、平成37年(2025年)12月を示す。

2019年1月から

○ 2027 1

「東」の文字を刻印せず年月のみになります。

**検定証印**

2009年1月から

2018年12月までに検定等に合格した電気メーターの有効期限は、和暦(平成の文字は表示していません)で年を表示していました。2019年1月以降に合格したのものからは、西暦で年を表示しています。いずれの場合であっても表示している期限まで有効ですので、必要に応じて読み替えて期限までご利用いただけます。